

琵琶湖漁業における漁協組織再編に向けた取組状況について

1 組織再編が目指す県一漁協の姿

- 組合員が安心できる健全な財務基盤の確立
- 組合員が頼れる漁協を目指す事業改革
- 漁業後継者、職員の確保・育成ができる漁協の実現



県は令和3年度から漁業者1人ひとりの収益性を高める「儲かる漁業」への転換に向けて、流通改革、漁業組織の充実、資源管理を強力に進めており、これらの姿は県の方向性と一致。

2 合併検討の状況

- 令和4年から、県漁連が中心となり傘下漁協と連携して「滋賀県一漁協合併検討協議会」(沿湖30漁協が参画)を立ち上げ、検討を重ねてきた。
- 令和5年5月には、「滋賀県一漁協合併推進協議会」(沿湖27漁協・漁連・10市・県が参画)へ移行。同推進協議会のもとで、合併契約書および関連附属書の作成ならびに事業経営計画の策定などを進めているところ。
- 令和5年5月の第1回合併推進協議会の後、6月～7月に作業部会である財務委員会および組織・事業委員会をそれぞれ2回開催。8月の第2回合併推進協議会を経て、合併契約書等の内容確定作業が進捗中。
- 新組合の名称は「滋賀びわ湖漁業協同組合」とされた。

3 今後の予定

- 引き続き、欠損金等を抱える組合の財務改善計画や、支所運営方針(目標利益設定、内部留保の取扱い、支所の権限等)等の合併契約書等の確定作業を進めていく。
- その他、本所と各支所を結ぶ会計事務の統合等の諸課題について、対応策を協議中。
- 合併期日については、諸々の協議事項が10月中に固まれば、令和6年4月1日に合併し「滋賀びわ湖漁協」が発足、その後9月頃に漁連が包括承継されるスケジュールを目指す。(※当初計画:令和5年12月1日に合併、令和6年3月末に漁連包括承継)

4 新漁協の事業展開を見据えた取組状況(県漁連)

(1) 販売事業関係

- 県の「多様で革新的な流通モデル実践事業」を活用し、県漁連が、鮮魚を集出荷する体制を試行中。昨年度のヒウオに続き、今年度はコアユ等にも展開中。引き続き、更なる販路開拓と魚価向上を目指し取組を進める。
- 消費拡大およびブランド力向上に向けては、「じゃらん」と連携し実施中の県の「琵琶湖八珍魅力再発見推進事業」において、県内宿泊事業者や飲食店に対し、生産者を代表し、湖魚食材の供給や、魅力・こだわりの発信を実施中。滋賀県産農産物とともに「ご当地グルメ開発」を行い、年明けにフェアを開催予定。

(2) 指導事業関係

- 国の「漁業共済」(漁獲高に対する収入保険)制度について、現在、琵琶湖が対象水域外となっており、活用できていない現状。導入に向け、国や漁業共済団体と協議中。

【1 合併の必要性】

漁業者の減少と高齢化が進み、多くの漁協で組合員の数不足の事態が目前に迫っている。(水産業協同組合法上、各漁協は正組合員数20名を下回った場合には解散。)

漁業者の基盤となる漁協をできる限り強固な組織に変えて、目前の危機を回避しつつ、新たな組織で流通改善や漁家経営の改善に取り組んでいくことが、現実的かつ効果的な対策。

- ・ 組合員が安心できる健全な財務基盤の確立
- ・ 組合員が頼れる漁協を目指す事業改革
- ・ 漁業後継者、職員の確保・育成ができる漁協の実現

【2 合併の基本的事項】

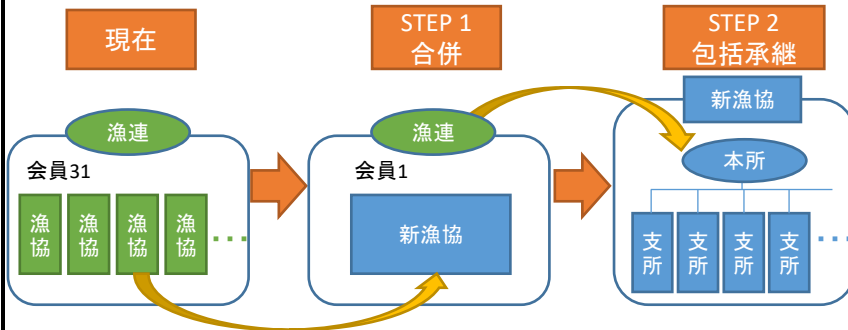
(1) 合併の方法

沿湖31漁協が、新設する県1漁協に合併(新設対等合併)。各組合は新漁協の支所となるイメージ。(STEP 1)

滋賀県漁連は会員が1つになった後、新漁協に包括承継し、本所機能を担う。(STEP 2)

(2) 合併期日の目標

STEP 1：令和6年4月、STEP 2：令和6年9月を案として協議中



(3) 合併に関する詳細な検討と調整

令和4年5月に「滋賀県一漁協合併検討協議会」を設置(沿湖30漁協の組合長で構成)。

令和5年4月の第4回協議会にて、「滋賀県一漁協合併推進協議会」(県・市も参画)への移行案が承認。

5月に第1回、8月に第2回推進協議会が開催(沿湖27漁協・漁連・10市・県)。合併仮契約書および関連附属書の作成ならびに事業経営計画策定などを協議中。

【3 滋賀県一漁協の事業(イメージ)】

今後、事業委員会等を中心に検討を深めていくこととなるが、現時点で想定する事業のイメージは以下のとおり。

①販売事業

- ・ 各地区の漁業実態に応じた販売体制を構築。既存の販売活動の強化や新たな販路の開拓、ブランド力の向上により、漁獲物の流通量拡大や魚価安定向上に取り組む。

②指導事業

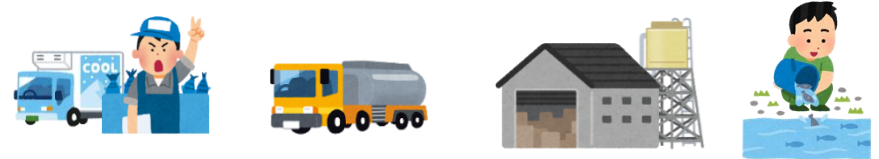
- ・ 後継者や新規就業者の育成と受け入れを図る。
- ・ 資源管理により、資源の回復・増加を促し、所得の安定に努める。
- ・ 漁業共済を活用できる体制を整え、全利用・加入の促進を図る。
- ・ 増殖事業、外来魚・水草対策事業、漁場環境改善事業に継続して取り組む。

③購買事業

- ・ 購買事業未実施の組合もある中、円滑な購買事業の導入を図る。スケールメリットを活かして、組合員に有益なサービスを充実する。
- ・ 購買品在庫の情報管理を一元化する仕組みを構築。入手困難な漁具用品の確保や燃油・資材の適正価格での供給など、組合員に円滑な融通(供給)を図る。

④製氷冷蔵事業

- ・ 現存する施設の有効活用に加え、漁獲物の鮮度保持や高付加価値化に必要な施設の整備を進め、組合員の共同利用による利便性の向上を図る。



【4 主な検討事項】

(1) 財務関係

- ①財産の引継ぎ、②財務調整、③繰越欠損金の処理、④新漁協の収支財務管理方針 など

(2) 組織関係

- ①職員、②人事制度、③事業運営組織の構築、④事務所、⑤総代、⑥理事・監事、⑦組合員資格、⑧地区、⑨漁業権の行使方法、⑩管理庶務事項(会計、収支財務管理) など

(3) 事業関係

- ①販売事業、②購買事業、③指導事業 など